

長期休業や身の回りの事故に備える



収入の減少をカバーするための補償・身の回りの事故の補償

総合補償コース 団体総合生活補償保険 (標準型)

※組合員本人のみご加入できます。

補償項目	家族型		ご家族の補償
	個人型(組合員ご本人の補償)		
ケガ病気の所得補償	病気やケガにより入院したり、医師の指示による自宅療養で連続して5日以上会社を休まれた場合1日につき 3,500円 (注1) (1か月105,000円)を5日目から1年を限度に補償します。(妊娠に伴う身体障害補償特約、精神障害補償特約、天災危険補償特約セット)		ありません
死亡	1,300万円		750万円
後遺障害	後遺障害の程度により 26万円～1,300万円		後遺障害の程度により 15万円～750万円
入院(初日から補償)	1日につき 3,500円 180日限度		
手術	入院中 35,000円 / 入院外 17,500円		
通院(初日から補償)	入院有無にかかわらず事故日から180日までの通院に対して1日につき 2,000円 90日限度		
食中毒補償	細菌性食中毒、ウイルス性食中毒により被った身体の障害についても補償します。		
熱中症補償	熱中症による身体の障害についても補償します。		
家族の賠償責任(注2)	日常生活において第三者に対し法律上の賠償責任を負った場合口数に関係なく個人型でも家族が対象に入ります。 ※口数に限りなく右記保険金額となります。 3億円 を限度に補償します(家族の範囲はパンフレット別冊P31参照)		

(注1)1日あたりの金額は保険金額(月額)を30で割った額を参考として表示しています。また、平均月間所得額の50%以内となる口数でご加入ください。
(注2)海外での賠償事故も補償対象です。ただし電車等の運行不能についての賠償責任は国内のみの補償です。(示談交渉サービスは国内事故のみ)
※傷害保険金は「地震・噴火またはこれらを原因とする津波」によるケガも1口を限度に補償します。

- 家族型に加入された場合、組合員ご本人のほか次の方が補償の対象となります。(詳細はパンフレット別冊P31をご覧ください。)
 - 組合員の配偶者 ②組合員または配偶者と同居の親族
 - 組合員または配偶者と別居の未婚の子
 - 同居・別居の別および続柄は、保険金支払事由発生時のものとなります。また、親族とは、本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- 食中毒補償の傷害死亡保険金については、約款所定の「特定の時間帯または特定の場所にいる間」において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合のみが支払対象となります。特定の時間帯または特定の場所にいる間「就業中、学校等の管理下中、旅行中、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等」
- 長期休業補償について
 - 「就業障害」とは、就業に支障が発生している次の状態をいいます。免責期間中(365日):身体障害により、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。ただし、被保険者が三大疾病^(*)を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合は、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはなりません。
(*)三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。
てん補期間中(366日目以降):身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること。
 - 平均月間所得額を超えない範囲で口数(20口限度)を設定してください。超過部分は、お支払いできません。精神障害補償特約の保険金支払期間は、24か月限度です。
- 携行品損害について
 - 総合補償コース(個人型)にご加入の方は家族型にはご加入できません。
- 受託物賠償責任について
 - 海外での賠償事故も補償対象です。ただし日本国内で預かった受託物の賠償事故が対象です。
- ホールインワン・アルバイトロス費用について
 - 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバイトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
 - ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はパンフレット別冊P16～17をご参照ください。
 - 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

総合補償コースに加入された方のみ、以下のオプションに加入することができます

長期休業補償 団体長期障害所得補償保険 ※妊娠に伴う身体障害補償特約、精神障害補償特約、就業障害定義緩和(三大疾病)特約セット	
ケガ病気の長期の所得補償	就業障害が365日を超えて継続した場合に366日目～1か月につき最高 10万円 (1口あたり)てん補期間 ①5年間 ②60才に達する誕生日の前日まで(免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない場合は、てん補期間を3年とし、就業障害が発生した時点で60才に達している場合も含みます。) ●長期休業補償の補償の対象者は組合員ご本人のみとなります。保険開始時点で①64才以下②59才以下の方がご加入いただけます。
弁護士費用(支払事由拡大型)	(1口限度) 日常生活における偶然な事故による被害の法律相談費用や損害賠償請求のための弁護士費用を負担された場合 弁護士費用 300万円限度 (1事故につき被保険者1名ごと) 法律相談費用 10万円限度 (1事故につき被保険者1名ごと) (注)「借地・借家」または「人格権侵害」に関する紛争の場合、弁護士費用は負担した費用の90%をお支払いします。法律相談費用は自己負担額:1事故1,000円ございます。 ※個人型でも家族が対象に入ります。
携行品損害	(1口限度) 住宅外において偶然な事故により携行品に損害が発生した場合に 20万円 を限度に保険金をお支払いします。 (注)損害の額は、1個・1組または1対のものについて10万円が限度となります。(自己負担額:1事故3,000円) 個人型 組合員本人のみの補償です。家族型 組合員とその家族 ^(*) の補償です。※詳細はパンフレット別冊P31をご覧ください。
外出中の身の回り品の損害	
受託物賠償責任	(1口限度) 他人から借りた物を損壊・紛失・盗難により、受託物についての正当な権利を有する方に対して、法律上の賠償責任を負った場合 30万円 を限度に補償します。(自己負担額:1事故 5,000円) ※個人型でも家族が対象に入ります。
ホールインワン・アルバイトロス費用	(1口限度) 保険金額(右記の中からいずれかを選択) 30万円・50万円・100万円 を限度に保険金をお支払いします。 達成時の費用(日本国内のみ) ●ホールインワン・アルバイトロス費用の補償の対象者は組合員ご本人のみとなります。
借家人賠償責任	(1口限度) 借用中のマンション・アパート等が被保険者の責任による事故により損壊し、法律上の損害賠償責任を負われた場合に 2,000万円 を限度に保険金をお支払いします。また、被保険者が貸主との契約に基づき修理した場合の修理費用を 100万円 (自己負担額:1事故3,000円)を限度に保険金をお支払いします。

年令	総合補償コース(5口限度)				長期休業補償(20口限度)		弁護士費用	
	個人型		家族型		てん補期間5年型	てん補期間60才型	携行品損害	
	1口目	2口目～	1口目	2口目～			個人型	家族型
18才～19才	1,540円	+ 1,310円	3,520円	+ 2,990円	154円	374円	160円	250円
20才～24才	1,720円	+ 1,490円	3,700円	+ 3,170円	154円	374円	160円	250円
25才～29才	1,770円	+ 1,540円	3,750円	+ 3,220円	178円	406円	20円	
30才～34才	1,960円	+ 1,730円	3,940円	+ 3,410円	240円	488円	20円	
35才～39才	2,080円	+ 1,850円	4,060円	+ 3,530円	328円	624円	20円	
40才～44才	2,330円	+ 2,100円	4,310円	+ 3,780円	482円	874円	20円	
45才～49才	2,560円	+ 2,330円	4,540円	+ 4,010円	762円	1,216円	20円	
50才～54才	2,730円	+ 2,500円	4,710円	+ 4,180円	1,248円	1,410円	20円	
55才～59才	2,810円	+ 2,580円	4,790円	+ 4,260円	2,094円	1,430円	20円	
60才～64才	2,860円	+ 2,630円	4,840円	+ 4,310円	3,418円	—	20円	
65才～69才	3,240円	+ 3,010円	5,220円	+ 4,690円	—	—	20円	

●いずれの総合補償コース、傷害補償コースともに5口が限度です。(2口目以降の保険料は1口増すごとに上記「2口目～」の保険料が加算されます。)
●長期休業補償は20口が限度です。長期休業補償以外のオプションコースは1口が限度です。
●新たに入社した方などで満年令が17才の方もご加入いただけます。その場合は18才～19才の保険料を適用します。

B25-100952 承認年月:2026年2月

2025年度・中途募集

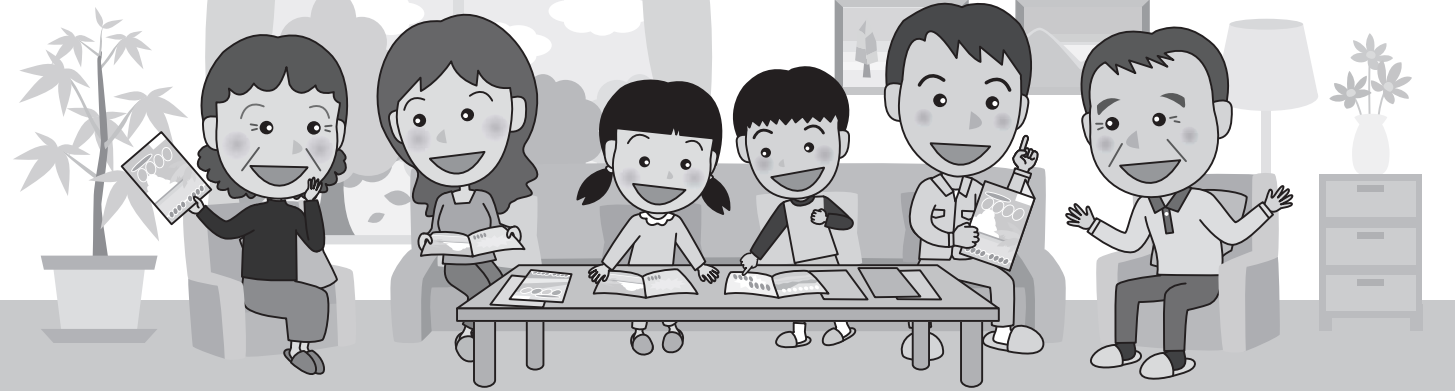
— 保険料は —
団体割引等適用で
最大 約 **59%**
割引!!

カフェテリアプラン補助対象

J-POWERグループ生協オリジナル

総合医療保障プラン

補償期間:2026年6月1日午前0時 から 2026年12月1日午後4時まで



【申込締切日】

4/24(金)

※紙申込票でお申込みの場合は、申込締切日は4/24(金) J-POWER 保険サービス必着となります。

このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳しくはJ-POWERグループ生協オリジナル「2025年度総合医療保障プランパンフレット」をご覧ください。

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。
◎病氣補償部分:三井住友海上100% ◎傷害補償部分:三井住友海上55%、損害保険ジャパン45%
◎生協脱退、被保険者の死亡以外の理由で、保険期間中の本プランの解約(脱退)、契約内容の変更はできませんのでご注意ください。
保険期間2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時までの契約への中途加入の取扱いとなります。

お問い合わせ先

代理店・扱者

株式会社J-POWER保険サービス

幹事保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

東京都新宿区新宿2-3-10 新宿御苑ビル7F

総合営業第三部第一課

フリーダイヤル:0120-911-540

〒101-0062

※音声ガイダンス後、「2」(保険に関するお問い合わせ) →「1」(ご自身もしくはご家族の保険についてのお問い合わせ)の順にご選択ください。

東京都千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティ22階
TEL:03-6849-6866

内線:765-8181、765-8100、765-8130



電源開発生活協同組合
全国電力生活協同組合連合会

病気やケガに備える



病気やケガをした場合の医療費をカバーするための補償(本人・家族)

医療ワイドコース 疾病特約付団体普通傷害保険 特約付普通傷害保険



病気やケガで入院したり、手術を受けた場合等の医療費をカバーする補償です。
※「地震・噴火またはこれらを原因とする津波」によるケガも1口を限度に補償します。

基本プラン

補償項目	補償内容	ケガ通院	
		ありプラン	なしプラン
ケガ (1口あたり1口数倍されます)	入院 初日から補償	1日につき 3,500円 180日限度	○
	手術	入院中 35,000円 / 入院外 17,500円	○
	通院 初日から補償	入院有無にかかわらず事故日から180日までの通院に対して1日につき 2,000円 90日限度	○
	死亡	ケガにより事故日から180日以内に死亡した場合 180万円	○
	後遺障害	ケガにより事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合後遺障害の程度により 3.6万円~180万円	○
病気	入院 初日から補償	1日につき 3,500円 180日限度	○
	通院(入院前)	入院前60日からの通院に対して 1日につき 2,000円 30日限度	○
	通院(退院後)	退院後180日までの通院に対して 1日につき 2,000円 90日限度	○
放射線治療	1回の治療につき 70,000円 60日に1回 ^(*)	○	
ケガ・病気	ICU等利用時一時保険金	集中治療室での管理を受けた場合 70,000円	○
口数に関係なく右記保険金額となります	手術	定額 入院中 35,000円 / 入院外 17,500円 + 手術にともなう費用100万円限度(実費)	○
	入院時一時保険金	一時金 35,000円	○
	CT・MRI検査一時金	一時金 20,000円(保険期間中1回に限りです)	○
	先進医療・拡大治療・患者申出療養費用	先進医療 ^{(*)2} 、拡大治療 ^{(*)3} 、患者申出療養 ^{(*)4} にかかる費用 2,000万円限度(実費)	○

更なるリスクに備えオプションで補償

おすすめ 2つのオプションから1つを選択	三大疾病	ガンと診断された場合/脳卒中・急性心筋梗塞と診断され、入院を開始された場合一時金として300万円(定額) ⊕ 三大疾病で入院 1日につき3,500円 180日限度
おすすめ	五大疾病	ガンと診断された場合/心疾患・脳血管疾患と診断され、入院を開始された場合一時金として300万円(定額) ⊕ 五大疾病で入院 1日につき3,500円 180日限度 高血圧性疾患・糖尿病と診断され、入院を開始された場合一時金として60万円(定額) ⊕ 五大疾病で入院 1日につき3,500円 180日限度
	抗ガン剤治療	抗ガン剤治療 ^{(*)5} を受けた月ごとに1か月10万円(乳ガン、前立腺ガンのホルモン療法 ^{(*)6} のとき1か月5万円) 600万円限度
おすすめ 3つのプランから1つを選択	要介護2プランI	寝たきり・認知症等により所定の要介護2以上の状態が30日を超えて継続した場合 ^{(*)6} 一時金として100万円(定額) 十年金払い30万円(年額)
	要介護2プランII	寝たきり・認知症等により所定の要介護2以上の状態が30日を超えて継続した場合 ^{(*)6} 一時金として100万円(定額) 十年金払い60万円(年額)
	要介護3プラン	寝たきり・認知症等により所定の要介護3以上の状態が180日を超えて継続した場合 ^{(*)6} 一時金として300万円(定額)
	葬祭費用	所定の要件を充足する死亡の場合の葬祭費用 300万円限度(実費)
女性限定	口数倍されます 女性特約	女性特定疾病 ^{(*)7} による入院の場合基本プランの入院保険金(病気)が倍額になります。(1口あたり7,000円/日) 180日限度

(*)1 詳細はパンフレット別冊P4をご覧ください。
 (*2) 先進医療とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって変動します。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
 (*3) 「拡大治療」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治療に係る診療のうち、人道的見地から実施される治療をいいます。
 (*4) 「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限りです。
 (*5) 抗ガン剤治療の対象となるガンには上皮内ガンは含まれません。抗ガン剤治療特約におけるガンの範囲はパンフレット別冊P27別表①をご覧ください。
 (*6) 介護一時金を一度お支払いした場合、この特約は失効します。介護一時金を対象とするプランに翌年度以降原則継続いただけません。要介護状態の詳細はパンフレット別冊P24~25の別表④~⑦をご覧ください。
 (*7) 女性特定疾病とは子宮ガン・乳ガン等のガンや子宮筋腫、妊娠・出産の合併症等の疾病をいいます。詳細はパンフレット別冊P25~26別表⑧をご覧ください。

月額保険料表

保険料は、保険始期時点(2025年12月1日)の満年齢により決定します。翌年度以降は、更新時点の年齢に応じた保険料が適用されます。

年齢	基本プラン(69才以下:5口限度* 70才以上:1口限度)			
	ケガ通院ありプラン		ケガ通院なしプラン	
	1口あたり	2口目~	1口あたり	2口目~
0才~4才	1,080円	+740円	800円	+470円
5才~9才	870円	+590円	590円	+320円
10才~14才	900円	+570円	620円	+300円
15才~19才	1,000円	+620円	720円	+350円
20才~24才	1,190円	+740円	910円	+470円
25才~29才	1,230円	+770円	950円	+500円
30才~34才	1,310円	+820円	1,030円	+550円
35才~39才	1,430円	+870円	1,150円	+600円
40才~44才	1,610円	+990円	1,330円	+720円
45才~49才	1,820円	+1,150円	1,540円	+880円
50才~54才	2,170円	+1,400円	1,890円	+1,130円
55才~59才	2,650円	+1,760円	2,370円	+1,490円
60才~64才	3,350円	+2,250円	3,070円	+1,980円
65才~69才	4,170円	+2,880円	3,890円	+2,610円
70才~74才	5,850円	-	5,570円	-
75才~79才	6,550円	-	6,270円	-
80才~84才	7,450円	-	7,170円	-
85才~90才	8,210円	-	7,930円	-

プラス	オプション(1口限度)			
	三大疾病一時金・入院	五大疾病一時金・入院	抗ガン剤治療	葬祭費用
	110円	110円	70円	210円
	110円	110円	70円	30円
	110円	110円	70円	20円
	110円	120円	70円	60円
	130円	160円	70円	70円
	340円	370円	110円	70円
	610円	650円	180円	90円
	950円	1,030円	200円	140円
	1,480円	1,660円	440円	230円
	2,220円	2,460円	740円	400円
	2,770円	3,220円	1,010円	650円
	4,390円	4,850円	1,090円	1,000円
	8,270円	8,470円	1,230円	1,630円
	11,030円	11,680円	1,550円	2,680円
	14,200円	15,360円	1,900円	4,310円
	14,530円	16,920円	2,380円	7,400円
	8,770円	13,850円	2,070円	13,110円
	6,450円	13,000円	2,030円	37,720円

年齢	介護オプション(1口限度)		
	要介護2プランI	要介護2プランII	要介護3プラン
0才~4才	90円	160円	10円
5才~9才	90円	160円	10円
10才~14才	90円	160円	10円
15才~19才	90円	160円	10円
20才~24才	90円	160円	10円
25才~29才	80円	150円	10円
30才~34才	70円	130円	10円
35才~39才	70円	120円	10円
40才~44才	60円	110円	10円
45才~49才	110円	210円	20円
50才~54才	210円	410円	50円
55才~59才	460円	860円	120円
60才~64才	890円	1,650円	260円
65才~69才	1,820円	3,340円	570円
70才~74才	3,690円	6,700円	1,260円
75才~79才	6,850円	12,160円	2,720円
80才~84才	15,560円	27,160円	6,880円
85才~90才	27,050円	46,120円	14,410円

年齢	女性特約	
	1口あたり(3口限度)*	1口あたり(3口限度)*
0才~4才	10円	270円
5才~9才	10円	330円
10才~14才	10円	380円
15才~19才	20円	440円
20才~24才	100円	500円
25才~29才	140円	610円
30才~34才	170円	520円
35才~39才	180円	450円
40才~44才	210円	430円

●新規加入は満69才までの方となります。組合員本人・配偶者・両親については満90才まで継続できます。(その他の親族の方は新規・継続とも満69才までです。)
 ●基本プランは5口が限度です。(2口目以降の保険料は1口増すごと上記「2口目~」の保険料が加算されます。)
 ●70才以上の方は1口が限度となります。
 ●上記オプション、介護オプションは1口が限度です。
 ※女性特約に加入される場合は、3口が限度となります。(女性特約の口数は医療ワイドの各コース加入口数と同じとなります。)
 ●料率の見直し・割引率の変更により、保険料が前年から変動している年令帯もございます。



総合医療保障プランなら! このような場合にお役に立ちます! [医療ワイドコース・基本プランに1口加入の場合]

ケース1	大腸ポリープで日帰り入院し手術を受けたケース
お支払いする保険金	
・入院保険金	3,500円×1日 = 3,500円
・入院時一時保険金	= 35,000円
・手術保険金	35,000円×1回(+実費100万円限度) = 35,000円
合計	73,500円(+手術実費)

ケース2	交通事故で集中治療室で治療を受けた後、30日間入院したケース
お支払いする保険金	
・入院保険金	3,500円×30日 = 105,000円
・入院時一時保険金	= 35,000円
・ICU等利用時一時保険金	= 70,000円
合計	210,000円